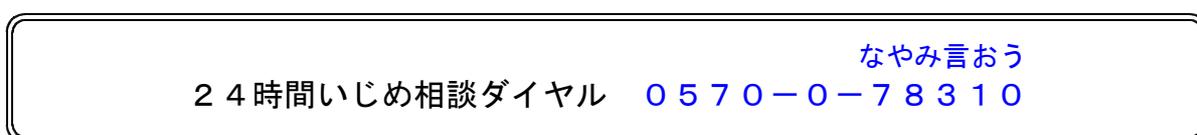


## 〈24時間いじめ相談ダイヤルの設置等について〉

### 1. 全国統一の『24時間いじめ相談ダイヤル』の設置

子どもたちが全国どこからでも、夜間・休日を含めて、いつでもいじめ等の悩みをより簡単に相談することができるよう、全国統一の電話番号を設定。下記のダイヤルに電話すれば、原則として電話をかけた所在地の教育委員会の相談機関に接続されます。



(注1) 地理上の都合により、一部、例外的に行政区域と異なる相談機関に接続される地域があります。この場合、電話を受けた相談機関において対応し、必要に応じ、より適切な相談機関を紹介します。

(注2) 携帯電話から発信の場合は、指定都市がある道府県では、その道府県庁所在地の教育委員会の相談機関にまず接続されます。その後、必要に応じ、より適切な相談機関を紹介します。また、指定都市がある道府県では、携帯電話から相談する場合は、各教育委員会が指定する番号も積極的に利用するよう、児童生徒に対して周知します。

北海道域内                      →                      札幌市の相談機関に接続  
札幌市域内                      →                      札幌市の相談機関に接続

(注3) 衛星電話、IP電話、PHS電話、電車内に設置の公衆電話は利用不可。

### 2. 全都道府県・指定都市の電話相談窓口の24時間体制化

子どもたちの電話相談を夜間・休日を含めて24時間対応を可能とするための体制を全都道府県及び指定都市教育委員会が整備します。

都道府県・指定都市教育委員会の実状により、児童相談所・警察・いのちの電話協会・臨床心理士会等、様々な相談機関との連携協力を行っています。

( 奈良県については2月21日より、さいたま市については2月9日より、24時間体制を整備。 )

### 3. 電話相談窓口紹介カードの配布

国・公・私立の小学校、中学校、盲・聾・養護学校の全児童生徒に電話相談窓口紹介カードを作成・配布します。